

豊田市中学校通学困難者電動アシスト自転車購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、豊田市立中学校（以下「中学校」という。）への遠距離通学又は長時間通学等が必要となる生徒（以下「通学困難者等」という。）の通学に使用する電動アシスト自転車の購入費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、電動アシスト自転車とは、道路交通法施行規則で「駆動補助機付自転車」と呼称され、ここでは中学生が通学用に使用するもので、道路交通法で「自転車」として扱われるものとする。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、通学困難者等の通学に使用する電動アシスト自転車の購入費を補助することにより、通学を援助し、負担の軽減と安全の確保を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、中学校へ通学する者、又は通学予定の者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学校への片道の通学距離が、6キロメートル以上となる者
 - (2) 学校が指定する通学手段及び通学路を利用する場合において、片道の通学時間が60分以上となる者
 - (3) 安全の確保を目的としたグループ登下校のために校長が指定する町（大字）に居住する者
 - (4) 単独通学距離が長く危険性が高い場合などの特別な事情により、校長が許可する者
- 2 補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、補助金は交付しない。

- (1) スクールバスの利用等この要綱に定める以外の通学支援を受けている場合
- (2) 学区外就学をしている場合
- (3) 補助対象者の保護者が市税を滞納している場合
- (4) 既に豊田市中学校通学困難者電動アシスト自転車購入費補助金の交付を受けている場合

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、中学校への通学で使用する電動アシスト自転車の本体及び附属品の購入費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額又は50,000円のいずれか低い額とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 中学校在学期間内における電動アシスト自転車による通学月数(申請月を含む。)が36か月に満たない場合は、前項の補助金額に、36か月に対する使用月数の割合を乗じ、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者の保護者で補助金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、中学校通学困難者電動アシスト自転車購入費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次の書類を添付し、補助対象者が就学する又は就学予定の中学校の校長を経由して市長に提出しなければならない。

- (1) 電動アシスト自転車購入時の領収書
- (2) 保証書(保証期間が記入されているもの)の写し
- (3) 市税完納証明書

2 校長は、前項の規定により交付申請があったときは、補助金交付申請に関する調書(様式第2号)を作成し、市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、中学校通学困難者電動アシスト自転車購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第3号)により、校長を経由して申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定をしたときは、補助金交付決定者一覧(様式第4号)を作成し、校長に通知するものとする。

(交付の除外要件)

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、申請者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金の交付等)

第10条 第8条の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は速やかに中学校通学困難者電動アシスト自転車購入費補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出し、市長はこの請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助事業等に関する申請、報告等について不正な行為があったとき。
- (3) 転居等で通学困難者の認定が取り消されたとき。
- (4) 第9条各号のいずれかに該当するとき。
- (5) その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

(電動アシスト購入費補助用)

様式第 1 号

年 月 日

豊田市長 様

申請者
住所

申請者名

(保護者)

児童生徒名

豊田市立

中学校(在学・在学予定)

中学校通学困難者電動アシスト自転車購入費補助金交付申請書兼実績報告書

以下のように通学用電動アシスト自転車を購入しましたので、補助金を申請します。

記

- 1 購入物
商品名 _____
メーカー名 _____
防犯登録番号 _____
- 2 購入金額及び補助金額
購入価格 _____ 円 (消費税別)
* 補助金額は要綱第 6 条により決定します。
- 3 通学距離・通常の実測通学時間 (学校からの実測)
_____ キロメートル _____ 分間
- 4 添付書類 * 以下のものを裏面に添付する。
 領収書 保証書写し (保証期間の記載があるのも)
 市税完納証明書

(電動アシスト購入費補助用)

様式第2号

(/ 枚)

電動アシスト自転車購入費補助金交付申請者調書

豊田市立 学校

番	保護者名	児童生徒名	学年・組	町名(大字名)	他の通学支援の有無	対象※
1			年 組		無 ・ 有	
2			年 組		無 ・ 有	
3			年 組		無 ・ 有	
4			年 組		無 ・ 有	
5			年 組		無 ・ 有	
6			年 組		無 ・ 有	
7			年 組		無 ・ 有	
8			年 組		無 ・ 有	
9			年 組		無 ・ 有	
10			年 組		無 ・ 有	
11			年 組		無 ・ 有	
12			年 組		無 ・ 有	
13			年 組		無 ・ 有	
14			年 組		無 ・ 有	
15			年 組		無 ・ 有	
16			年 組		無 ・ 有	
17			年 組		無 ・ 有	
18			年 組		無 ・ 有	
19			年 組		無 ・ 有	
20			年 組		無 ・ 有	

※対象：第4条第1項(1)～(4)のうち、当てはまる項目を(1)～(4)の番号で記入。(4)に該当の場合は、校長の意見書を添付のこと。

年 月 日

豊田市長 様

豊田市立 学校長

電動アシスト自転車購入費補助金交付申請書兼実績報告書の
提出について

このたび、保護者から電動アシスト自転車購入費補助金交付申請がありましたので、豊田市中学校通学困難者電動アシスト自転車購入費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 添付書類

- (1) 中学校通学困難者電動アシスト自転車購入費補助金交付申請書兼実績報告書
- (2) 電動アシスト自転車購入費補助金交付申請者調書

2 問い合わせ先

豊田市立

学校 担当者

電話

(電動アシスト購入費補助用)

様式第3号

豊教学発第 号

中学校通学困難者電動アシスト自転車購入費補助金交付決定通知書
兼確定通知書

年 月 日付で交付申請のありました、中学校通学困難者電動アシスト自転車購入費補助金申請について、豊田市中学校通学困難者電動アシスト自転車購入費補助金交付要綱8条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定します。併せて豊田市補助金等交付規則第11条第1項の規定に基づき、額の確定を通知します。

記

1 申請者 住 所 豊田市 _____

保 護 者 名 _____

児童生徒名 _____

豊田市立 _____ 学校 年 組

2 決定交付金額 _____ 円

3 その他

別紙様式第5号「中学校通学困難者電動アシスト自転車購入費補助金交付請求書」を郵送または持参にて教育委員会学校教育課へ提出してください。

年 月 日

豊田市長



(電動アシスト購入費補助用)

様式第4号

(/ 枚)

電動アシスト自転車購入費補助金交付決定者一覧

豊田市立 学校

番	保護者名	児童生徒名	学年・組	町名(大字名)	備考	対象※
1			年 組			
2			年 組			
3			年 組			
4			年 組			
5			年 組			
6			年 組			
7			年 組			
8			年 組			
9			年 組			
10			年 組			
11			年 組			
12			年 組			
13			年 組			
14			年 組			
15			年 組			
16			年 組			
17			年 組			
18			年 組			
19			年 組			
20			年 組			

※「対象」は第4条第1項(1)～(4)のうち該当する項目

(電動アシスト購入費補助用)

様式第5号

年 月 日

豊田市長 様

申請者
住所

申請者名

印

(保護者)

児童生徒名

豊田市立

学校 第 学年

中学校通学困難者電動アシスト自転車購入費補助金交付請求書

年 月 日付け豊教学発第 号で決定通知のあった中学校通学困難者電動アシスト自転車購入費補助金を請求します。

記

1 事業名 中学校通学困難者電動アシスト自転車購入費補助事業

2 補助金請求額 _____ 円

3 補助金振込口座

<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行	貯金記号	貯金番号
<input type="checkbox"/> 銀行 農協	銀行・金庫 農協	本店・支店 支所・出張所
名義人 フリガナ() 氏名	口座番号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座